

新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 国、県及び本市における新型コロナウイルス感染症 対策の概要について

新型コロナウイルス感染症対応

日付	対 応
1月8日	厚労省通知「非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起（厚生労働省）」 を市内医療機関へ情報提供
1月17日	国内第患者発生（厚労省ウェブ）、疑似症サーベイランスの症例定義（国立感染症研究所）を市内医療機関へ情報提供
1月23日	厚労省通知「院内感染対策の徹底」を市内医療機関へ周知
1月27日	庁議 ○新型コロナウイルス感染症について情報共有
1月29日	「令和元年度第1回郡山市健康危機管理対策本部会議」 ○新型コロナウイルス感染症について情報共有、各部局の対応確認。
1月30日	「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令等の施行について」 市内医療機関へ周知
1月31日	「郡山市新型コロナウイルス感染症対策連絡調整会議」 ○新型コロナウイルス感染症について（情報共有）
2月1日	「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める」政令施行
2月3日～ （原則毎日）	二役打合せ ○情報共有、市の方針等確認
2月3日～ （原則毎日）	保健所課長会議 ○情報共有、方針確認、各部局の相談案件対応
2月3日	「令和元年度第1回郡山市健康危機対策連絡調整会議」 ○新型コロナウイルス感染症の各課対応を情報共有。
2月3日	感染症指定医療機関 公立岩瀬病院長との打ち合わせ
2月4日	県中保健福祉事務所との調整会議
2月6日	新型コロナウイルス感染症対策会議 （県中保健福祉事務所主催）
2月6日	新型コロナウイルス感染症の対応に関する全国衛生主管部（局）長会議
2月7日	帰国者・接触者相談センター 設置 024-924-2163

2月7日	中華人民共和国湖北省から帰国した「新型コロナウイルス感染症」患者の対応について（依頼）（郡山医師会長、郡山市保健所長（連名））市内医療機関へ通知。
2月10日	県プレスリリース：「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」
2月14日	県プレスリリース：「クルーズ船乗船者の新型コロナウイルス感染患者の県内医療機関での受け入れ【記者会見】
2月15日	県プレスリリース：「クルーズ船乗船者の新型コロナウイルス感染患者の県内医療機関での受け入れ【3名要請 計5名 受入】
2月20日	「令和元年度第2回郡山市健康危機管理対策本部会議」 ○「市等主催イベント中止等、市有施設休館の指針」を策定、同日施行 P.4
2月21日	福島県保健所長会議 ○新型コロナウイルス感染症
2月21日	横浜検疫所（福島県経由）から「ダイヤモンド・プリンセス号」の下船者5名の情報提供、2/23～3/6 まで健康状態を把握と健康フォローアップセンター（厚生労働省設置）へ報告の要請あり、対応中。
2月25日	「令和元年度第3回郡山市健康危機管理対策本部会議」 ○「市等主催イベント中止等、市有施設休館の指針」改定、同日施行。 P.4 ⇒不特定多数の参加者イベントの原則中止（延期）
2月25日	県プレスリリース：クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」（2/3 横浜市へ入港）からの下船者について ○感染の恐れのない方 7名は県内在住者
2月25日	市プレスリリース：クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」からの本市の下船者について ○県公表の7名のうち5名は市内在住者
2月25日	新型コロナウイルス感染症対策連絡調整会議 医療専門委員会 ○発生段階による医療体制について
2月26日	新型コロナウイルス感染症研修会（郡山市・郡山医師会 主催） ○講師：郡山市保健所長／福島県立医科大学附属病院 感染制御学講座 仲村究准教授
2月28日	「令和元年度第4回郡山市健康危機管理対策本部会議」 ○市指針を民間団体等へ周知、理解を求める。 ⇒同日、各課へ周知依頼。
3月2日	「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診察や処方箋の取り扱いについて（厚生労働省）」を郡山医師会・郡山薬剤師会へ周知。
3月3日	「令和元年度第5回郡山市健康危機管理対策本部会議」 ○「 <u>新型インフルエンザ等対策措置法</u> 」の適用を想定した対応について情報共有を図る。 P.5

厚生労働省からの通達・通知等 (2020/3/3 現在)

148 件

新型コロナウイルス感染症の相談件数 (2020/3/3 現在)

新型コロナウイルス関連コールセンター

区分		件数	合計
感染の疑い等に関する事	1 現在の健康状態について	39	66
	2 病気について	24	
	3 渡航、入国、帰国関係の相談	3	
感染症の予防に関する事	4 予防法、消毒、対処法、治療等について	68	70
	5 国内旅行（移動）、交通機関利用について	2	
医療機関を受診するときの注意点等に関する事	6 受診に関する事	223	223
新型コロナウイルスに関することやその他の相談	7 国・県等の対策について	15	288
	8 制度について	51	
	9 発生状況について	15	
	10 検査に関する事	81	
	11 マスク買い占めについて	13	
	12 クルーズ船について	42	
	13 その他（中国産〇〇は大丈夫か 等）	71	
カテゴリ別件数合計(延べ件数)		647	
		相談件数 (実数)	556

新型コロナウイルス感染症のPCR検査件数 (2020/3/3 現在)

12 件

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針

1 基本

市主催（実行委員会主催で市が関与しているものを含む。）の不特定多数の参加者による大規模なイベント等は原則中止又は延期とし、開催するイベント等は次のとおりとする。また、市有施設の休館については、次の基準により判断する。

2 開催するイベント等

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策のための会議等
- (2) 電子会議やネット中継等の代替手段による会議等
- (3) 市政の運営上、緊急を要する会議等
- (4) その他中止又は延期することが市民生活やこおりやま広域圏市町村との関係上、影響のあるイベント等（この場合は開催判断理由を示すこと）

3 市有施設の休館に関する指針

県内で同感染症の患者が発生した場合、濃厚接触等により飛沫感染又は接触感染の可能性が高い施設については、施設の性格を考慮し、休館とすることがある。

4 イベント等を開催し、又は市有施設を開館する場合は次のことに留意する。

① 事前の周知

発熱、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）がある方はイベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。

② 開催時等の対応

- ・ 会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。
- ・ 多くの方が触れる場所（ドアノブなど）をこまめに消毒する。
- ・ イベント等の参加者や施設利用者（以下「参加者等」という。）に対して咳エチケットを励行すること等の注意事項を周知する。

③ 主催者等によるフォロー

主催者又は施設管理者は参加者等に感染症対策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布、周知する。

5 指針の適用期間

この指針の適用期間は、当分の間、令和2年3月31日までとする。

6 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向を踏まえ随時改正する。

7 附 則

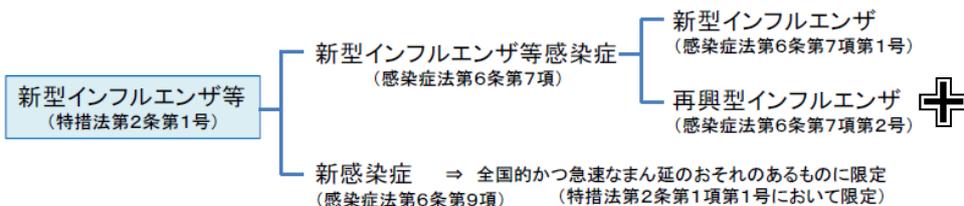
この指針は、令和2年2月20日から施行する。

この指針は、令和2年2月25日から施行する。

新型コロナウイルス感染症対応の法整備について

報道によると、政府は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」を改正(対象疾患に「新型コロナウイルス感染症」を加える。)の方針を示した。

新型インフルエンザ等とは



**新型コロナ
ウイルス
感染症**

- **新型インフルエンザ**とは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **再興型インフルエンザ**とは、かつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。
- **新感染症**とは、感染症であって、既知の疾病と病状や治療の結果が明らかに異なるもので、病状の程度が重篤であり、新型インフルエンザと同様に、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～
 新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

- (1) 行動計画の作成等の体制整備
 - ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
 - ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における特定接種(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の登録を受けているもの
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」
 新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限り)が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時的医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・取用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



○ 施行日:平成25年4月13日 ※法律の公布日 平成24年5月11日